

地域包括支援センターの担当圏域の見直しについて

1 担当圏域見直しの基本方針について

次期高齢者保健福祉計画における地域包括支援センターの担当圏域の設定に当たっては、本運営委員会第6回会議(平成23年8月3日開催)において、次の(1)～(4)を基本方針とした上で、担当するセンターが変更となるとき住民への影響や町内会をはじめとする地域組織との関係、市の財政負担への影響などを考慮して検討することとされた。

- (1) 担当圏域内の高齢者人口が、国が定める高齢者人口の基準(以下「国基準」という。)の上限を超えるときは、国基準に合わせた担当圏域の設定となるよう見直しを行う。
- (2) 担当圏域内に複数の日常生活圏域を有しているものが国基準の上限を超えるときは、日常生活圏域ごとに分割することを基本とし、小学校区や地理的要因、地域組織の担当区域等を勘案して分割する。
- (3) 担当圏域が日常生活圏域と同一のものが国基準の上限を超えるときは、配置職員の増により対応することを基本とする。ただし、要支援認定者数が著しく多いなどの状況から、配置職員の増による対応では担当圏域全体へのきめ細かな対応が困難であると見込まれる場合は、圏域の分割を含めた見直しを行う。
- (4) この他、担当圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えていないものの、当該地域の高齢者を取り巻く状況や、地域組織との関係等から、早急な見直しが必要であると判断される場合には、上記に準じて圏域の見直しを行う。

なお、基準となる高齢者人口は、本年10月1日時点のものを用いることとする。

2 具体的な見直し案について かっこ内の高齢者人口は、23年10月1日現在のもの

- (1)【対象圏域】東仙台地域包括支援センター担当圏域(6,095人)及び榴岡地域包括支援センター担当圏域(6,031人)

【見直し後】(新)東仙台圏域(3,394人)、(新)宮城野圏域(4,609人)、(新)榴岡圏域(4,101人)

榴岡地域包括支援センター担当圏域のうち、卸町地区(22人)は下記見直し案(4)へ移管

【位置図】 別紙1のとおり

【理由】両圏域は隣接する圏域であるが、ともに高齢者人口が6,000人を超えているとともに、担当圏域内に複数の日常生活圏域(中学校区)を有している。

基本方針(1)及び(2)

【内容】東仙台、榴岡、東華中学校区を基準としたうえで、小学校区や町内会の担当区域等を踏まえて圏域を分割し、センターを1か所増設する。併せて、区をまたぐ圏域を解消する観点から、卸町地区を隣接する圏域に移管する。

- (2)【対象圏域】東中田地域包括支援センター担当圏域(6,475人)

隣接する西中田地域包括支援センター担当圏域(3,616人)も含めて見直し

【見直し後】(新)四郎丸圏域(3,037人)、(新)袋原圏域(2,928人)、(新)西中田圏域(4,126人)

【位置図】 別紙2のとおり

【理由】圏域内の高齢者人口が6,000人を超え、担当圏域内に複数の日常生活圏域(中学校区)を有している 基本方針(1)及び(2)

【内容】各小学校区を基準に圏域を分割し、センターを1か所増設する。併せて、町内会の担当区域を踏まえて、現在の東中田地域包括支援センター担当圏域の一部を西中田地域包括支援センター担当圏域に移管する。

(3)【対象圏域】六郷地域包括支援センター担当圏域(5,926人)

【見直し後】(新)六郷圏域(3,052人)、(新)沖野圏域(2,874人)

【位置図】 別紙3のとおり

【理由】高齢者人口が6,000人に達していないが、まもなく6,000人を超える見込みであるとともに、津波被災者に対するきめ細かな支援を行う必要がある 基本方針(4)

【内容】六郷、沖野中学校区を基準に圏域を分割し、センターを1か所増設する。

(4)【対象圏域】荒浜地域包括支援センター担当圏域(5,729人)

【見直し後】(新)荒浜圏域(2,249人)、(新)蒲町圏域(3,502人) 卸町地区(22人)を含む

【位置図】 別紙4のとおり

【理由】高齢者人口が6,000人に達していないが、荒井東地区に災害公営住宅の整備が予定されていることなどにより、今後高齢者人口の増加が見込まれるとともに、津波被災者に対するきめ細かな支援を行う必要がある 基本方針(4)

【内容】七郷、蒲町中学校区を基準に圏域を分割し、センターを1か所増設する。併せて、区をまたぐ圏域を解消する観点から、隣接する圏域から卸町地区を編入する。

(5)【対象圏域】岩切地域包括支援センター担当圏域(4,792人)及び小松島地域包括支援センター担当圏域(4,707人)

【見直し後】(新)岩切圏域(2,773人)、(新)鶴ヶ谷圏域(3,386人)、(新)小松島圏域(3,340人)

【位置図】 別紙5のとおり

【理由】高齢者人口が6,000人に達していないが、市街地の中で突出して高齢化率が高い地域であるとともに、燕沢地域包括支援センターを含む3センターで一つの地区を分割している他に例の無い地域である。 基本方針(4)

【内容】鶴谷中学校区を基準に圏域を分割し、センターを1か所増設する。なお、鶴谷中学校区のうち、安養寺1丁目及び自由ヶ丘地区については、民生委員の担当区域や高齢者人口のバランスを考慮し、(新)小松島圏域に残すこととする。

(6)【対象圏域】長町地域包括支援センター担当圏域(5,965人)

【対応】配置職員の1名増

【理由】高齢者人口が6,000人に達していないが、まもなく6,000人を超える見込みであるとともに、要支援認定者数が非常に多く、業務の量・質とともに負担が大きい。 基本方針(4)

【内容】基本方針(3)に準じ、配置職員を1名増とし、委託料を増額する。

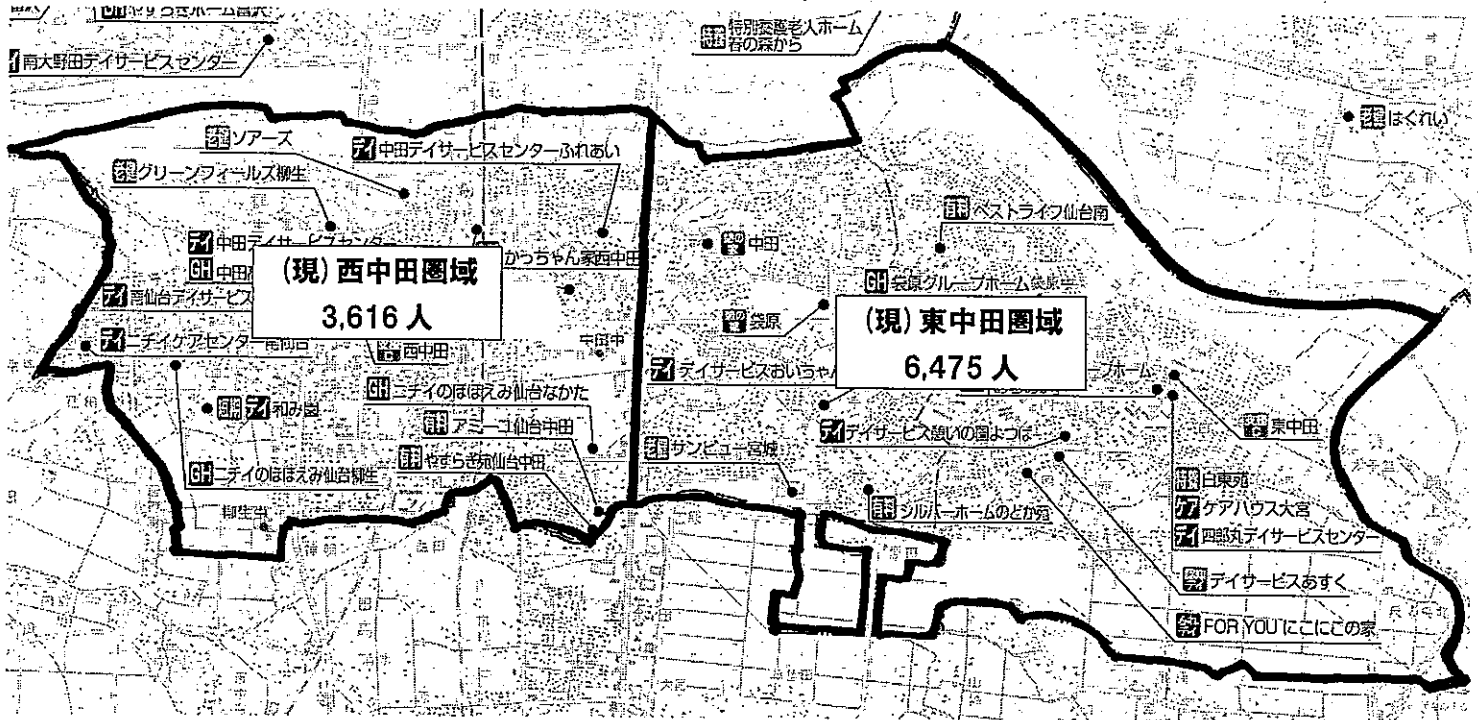
3 センター増設に伴う運営法人の選定について

担当圏域の見直しに伴い、地域包括支援センターを増設する際には、当該センターを運営する法人を新たに選定する必要があるが、選定においては、公募により決定を行うこととする。

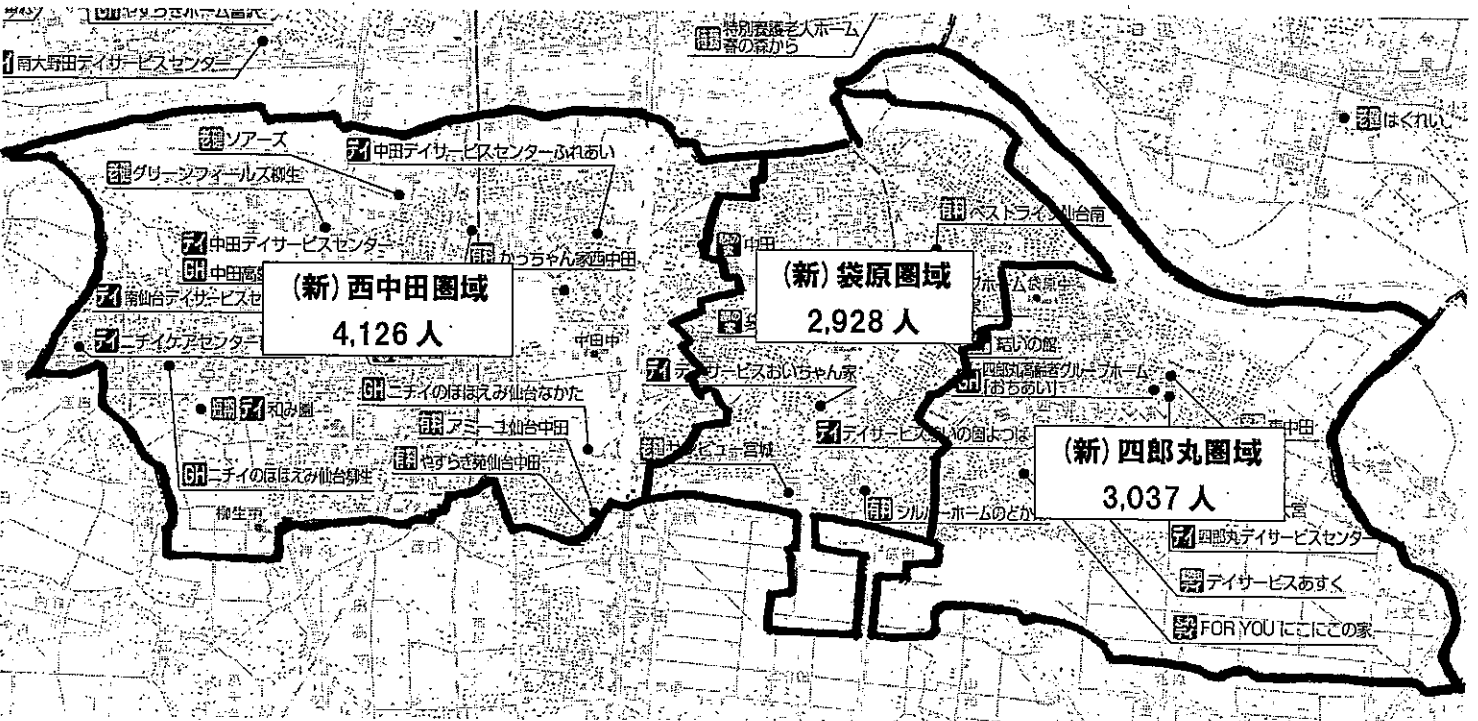
【運営法人選定に関するスケジュール】

時期	内容
23年12月下旬	地域包括支援センター公募説明会
24年1月中旬	地域包括支援センター公募書類申請(〆切) 書類審査・面接審査の実施
24年1月下旬	地域包括支援センター運営委員会(受託法人選定について) 受託法人の決定 審査結果の通知
24年3月	平成24年度予算成立
24年4月1日	契約締結 新センター開設

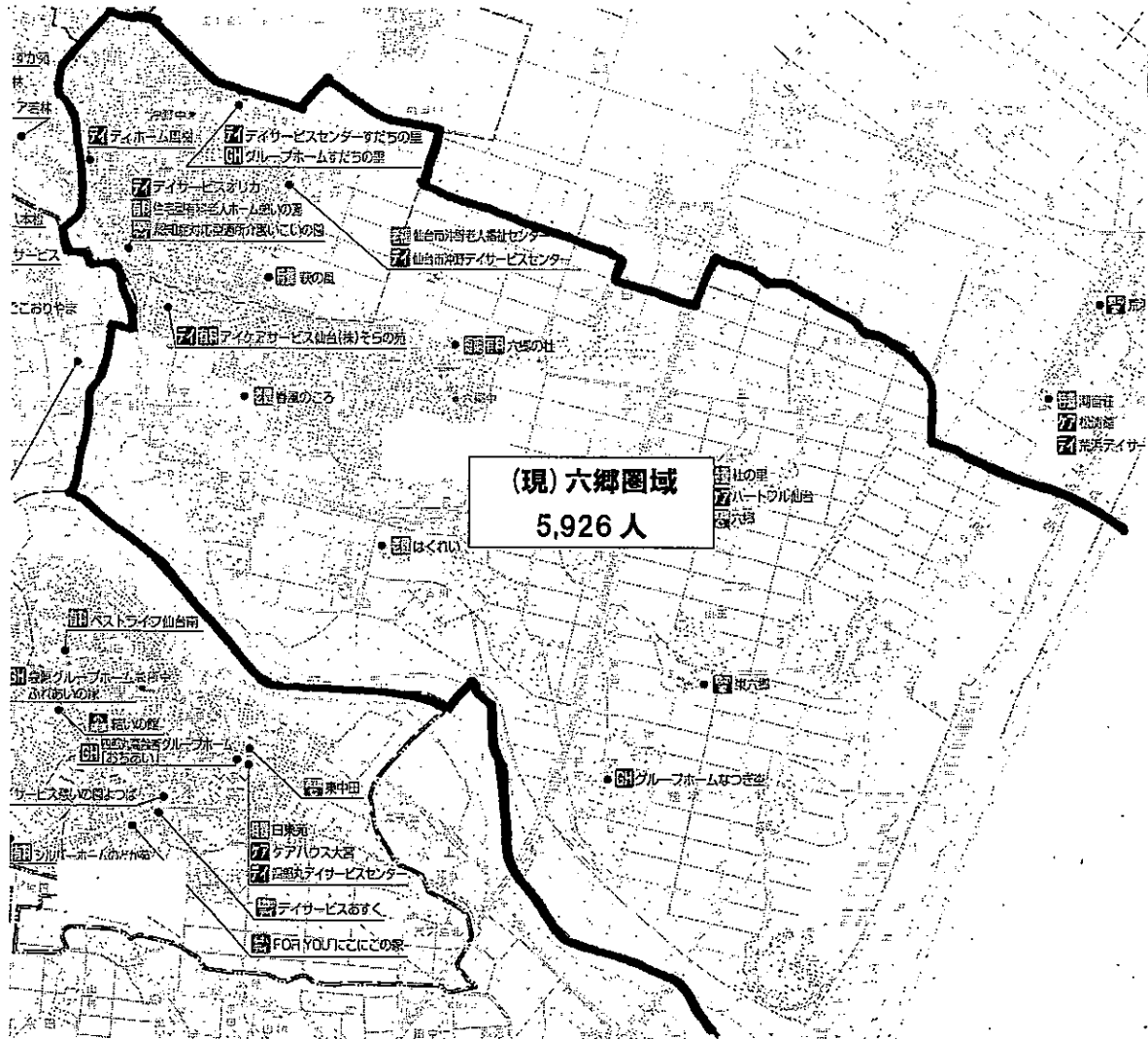
現状



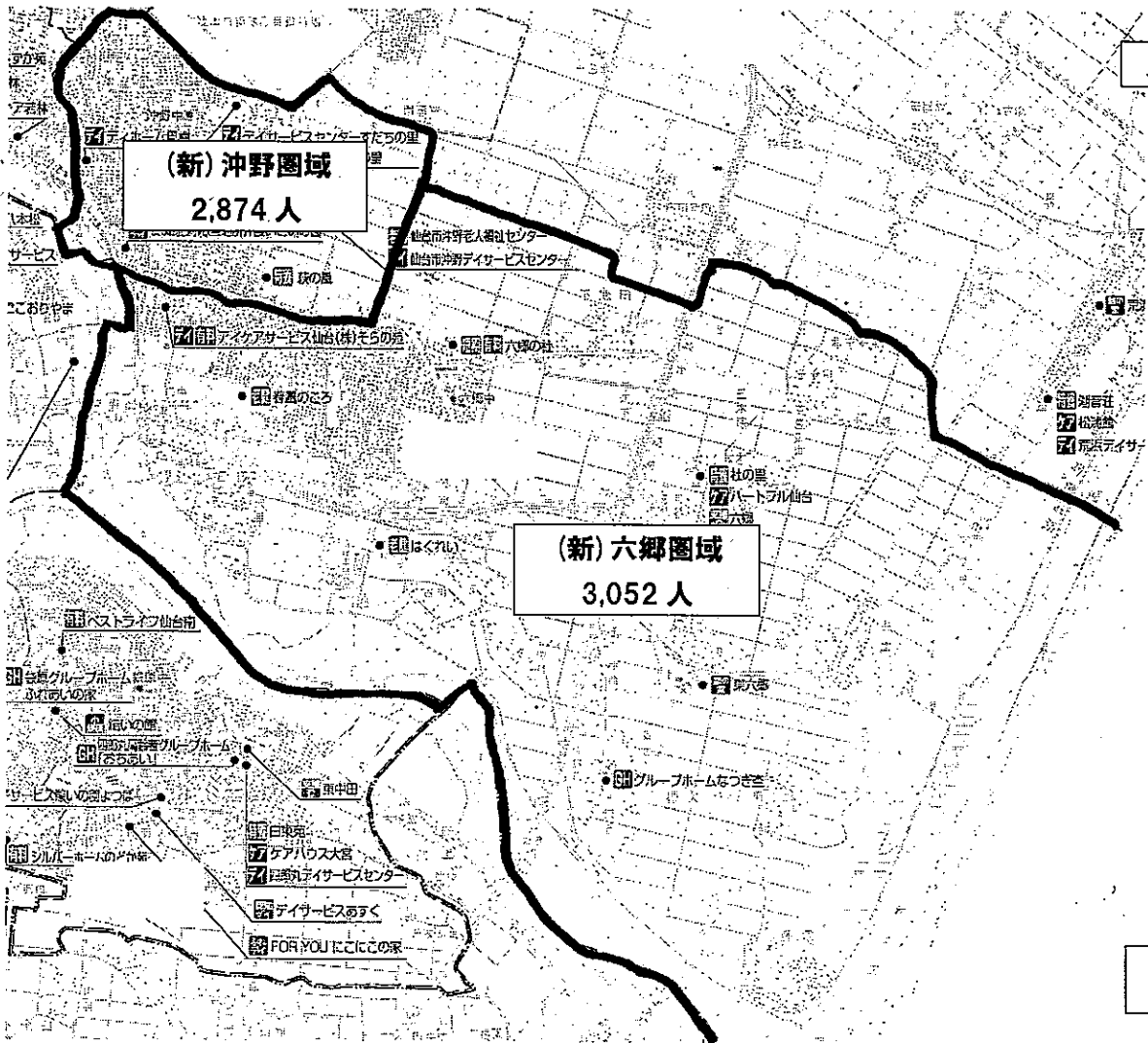
見直し後



現状

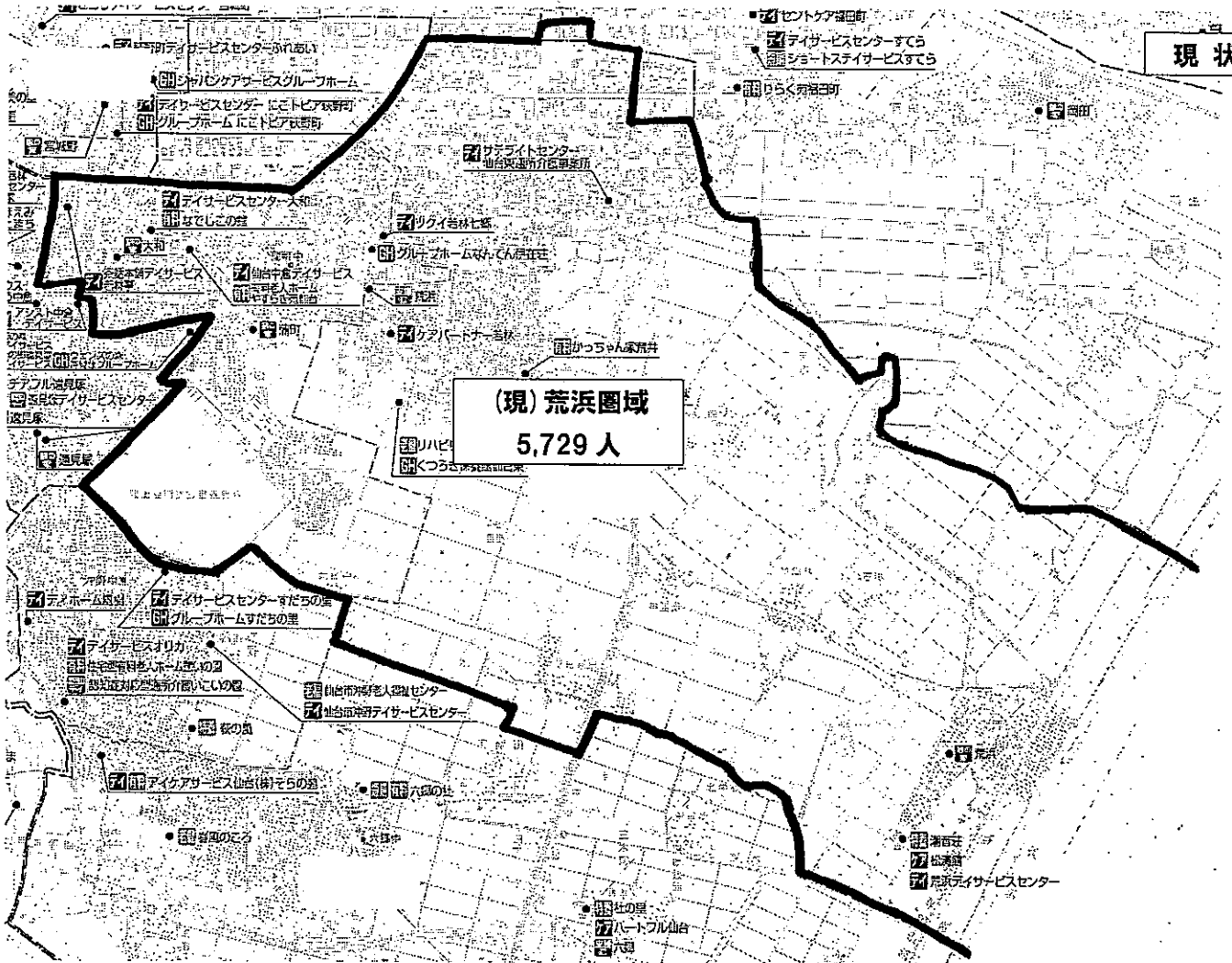


見直し後

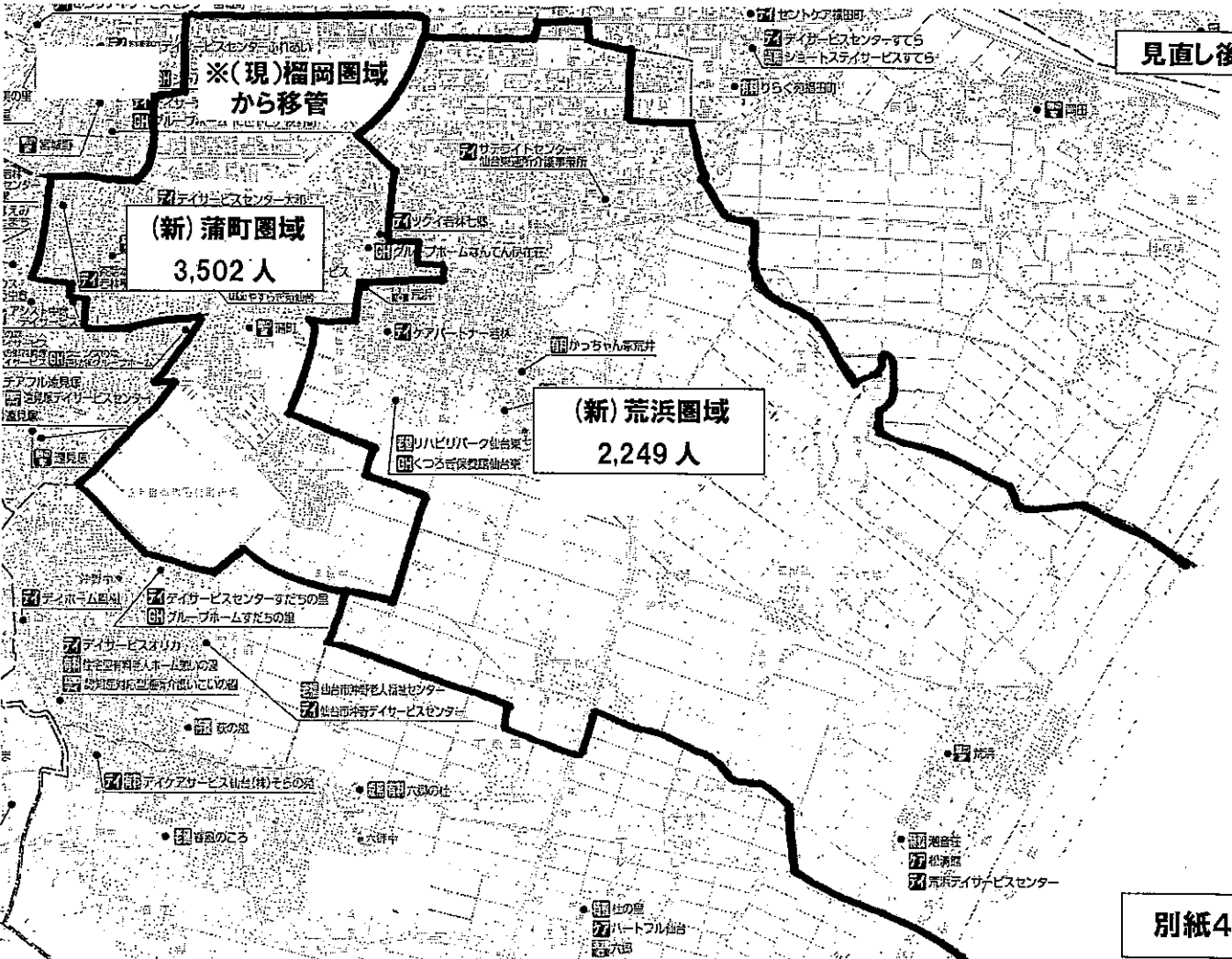


別紙3

現状

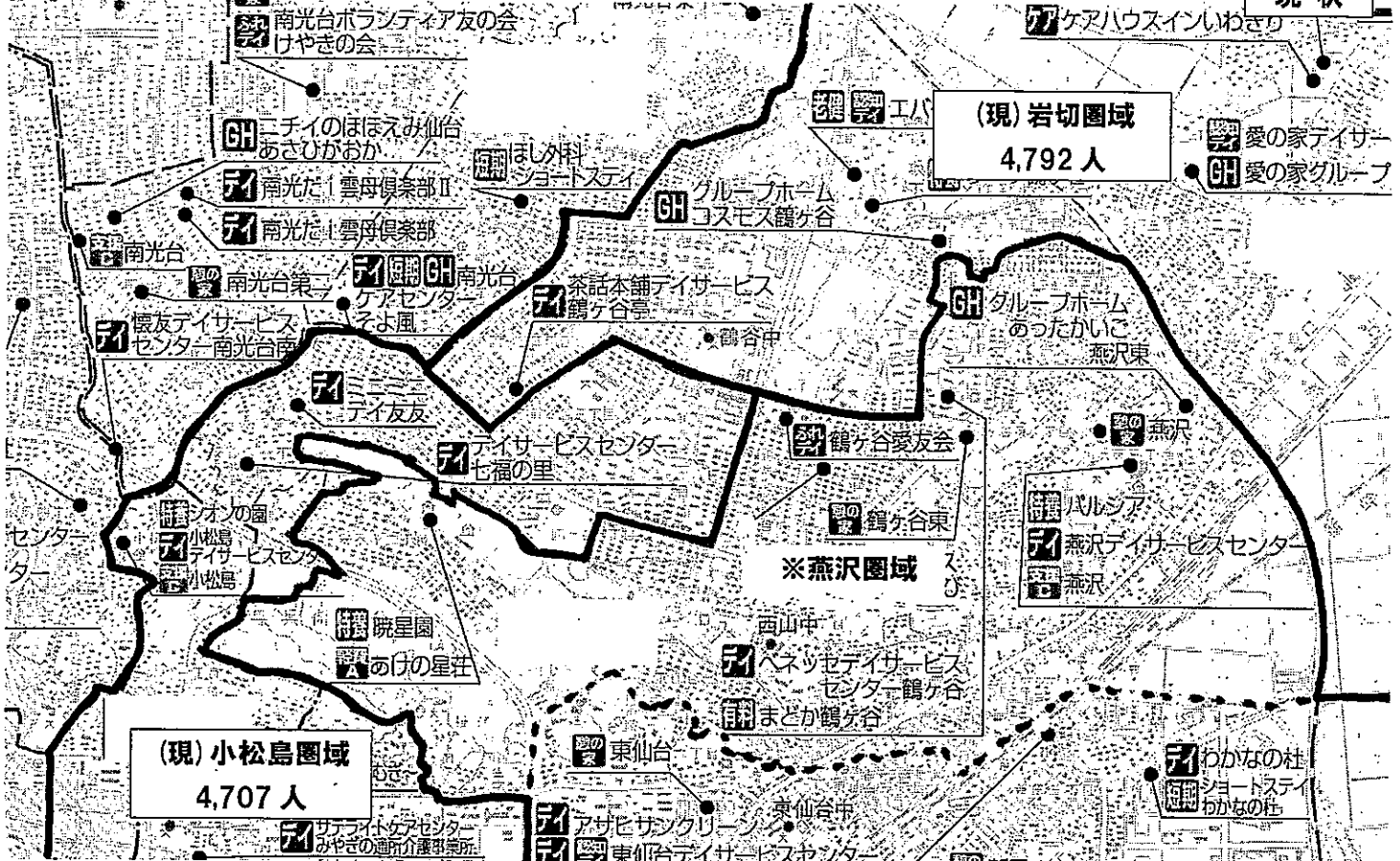


見直し後

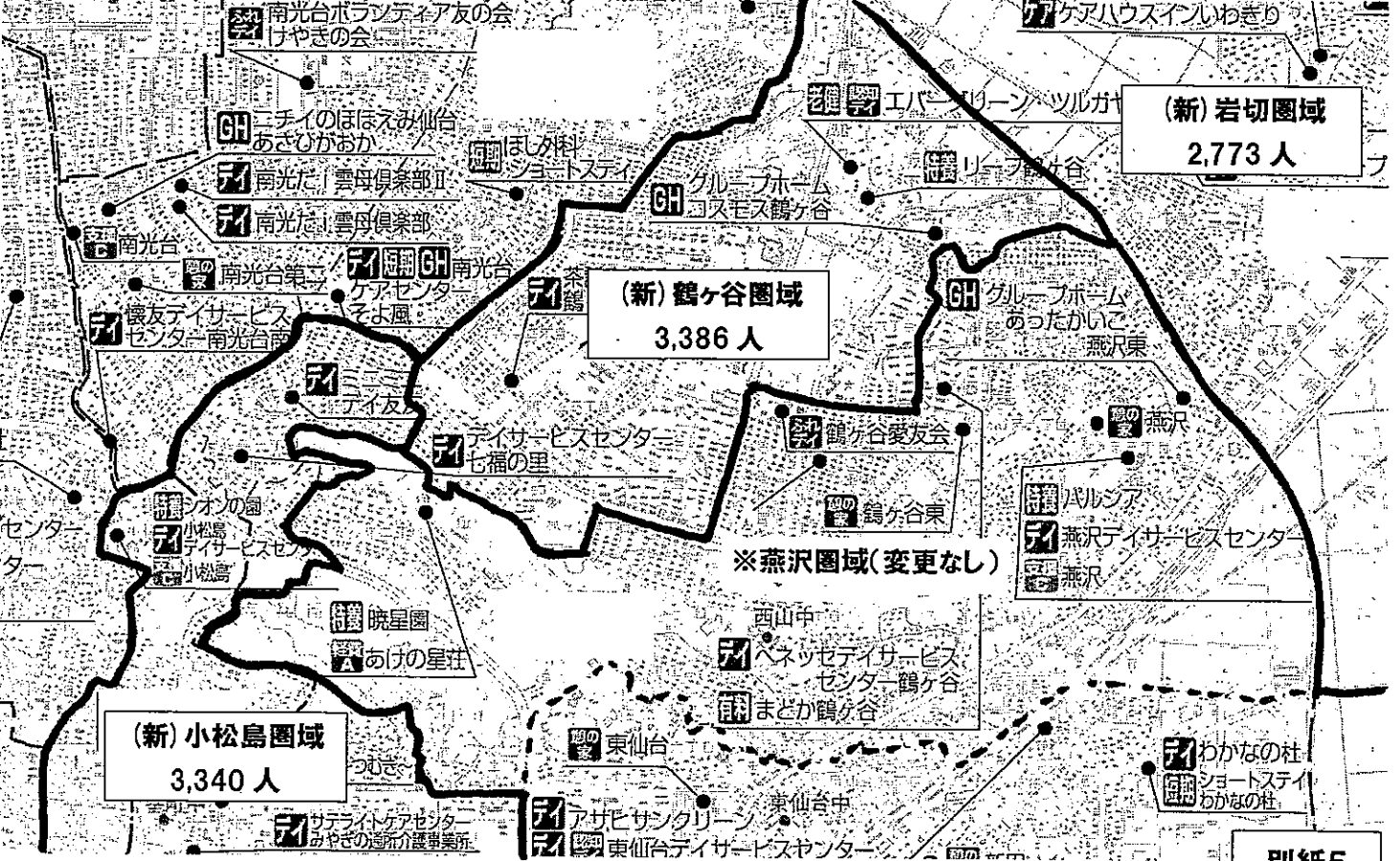


別紙4

現状



見直し後



別紙5